

(別紙様式1)

平成 17年 3月 31日

文化庁長官官房審議官 殿

静岡 都道府県

富士市立元吉原小学校長

校長名 鈴木 紀久子

印



平成17年度「著作権教育研究協力校における著作権教育の具体的指導法の研究開発」
の成果報告書を提出します。

研 究 成 果 報 告 書

研究の実施期間：委嘱を受けた日から平成18年3月31日

研究担当者名：吉野 和美

1 学校の概要

所在地・電話番号	〒 417-0846 所在地：静岡県富士市今井 3-4-2 TEL：0545-33-0004				
児童・生徒数 (平成 17 年 5 月 1 日現在)	学 年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第 1 学年	42	28	70	2
	第 2 学年	34	27	61	2
	第 3 学年	35	38	73	2
	第 4 学年	43	45	88	3
	第 5 学年	48	59	107	3
	第 6 学年	31	42	73	2
	養護学級	0	2	2	1
	計	234	241	474	1 5
教員数	2 1 名				
学校・地域の 教育的環境	本校は、富士市の中心から南へ約 4 km、南は駿河湾に接する小高い海岸砂丘の上に建っている。周囲は松林に囲まれ豊かな自然が残っており、北に秀峰富士を仰ぎ、富士山の眺望が素晴らしいところである。また、当学区には、大中小の企業が多く、住民の大多数は、会社、工場事務所に勤務し、三世帯同居の家庭が多い。経済的にも恵まれ、学校教育に対しても協力的である。子供たちは、素直で、素朴であり、思いやりや優しさを持ち、何事にも真剣に取り組むよさがある。				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

題名を記述 著作権教育に関する学校カリキュラムと授業の開発とその効果

(2) 研究のねらい

研究の目的、意図を記述

本校は、情報教育の学校カリキュラムを作成・実施・修正を繰り返し行っている学校であり、情報教育を本格的にスタートさせてから6年目に入る。この情報教育の学校カリキュラムには、著作権や肖像権の概念を教える内容や、情報を扱うときの正しい判断について扱う内容がある。これらはみな、系統性を考え位置づいている。今年度は、社会で話題になっていることを上手に取り入れながら児童の実態や興味関心を引き出す教材を開発し、その効果について検証する。

(3) 研究の概要

具体的な取組について記述

以上の取組を通して、系統的な著作権教育の授業を行い、積み重ねを意識した実践や教材を開発する。

- (1) 著作権教育をはじめとする情報モラル教育を学校体制として行う。
- (2) 本校の情報教育の観点のひとつである「情報・情報手段、情報社会に関する知識」「情報モラル・責任」の系統性を見直す。
- (3) 子供が興味を持つ教材の開発を行う。
- (4) 著作権教育に関する保護者への啓発を図る。

(4) 研究の成果

研究の成果、文化庁作成教材の成果・感想・改善案、今後の課題について記述

- (1) 著作権教育をはじめとする情報モラル教育を学校体制として行う。

著作権教育を3年生から本格的にスタートさせるために、学校カリキュラムに位置づけて実践を行なった。学年の積み重ねを意識しながら指導を行うことができた。(別添資料1)

- (2) 本校の情報教育の観点のひとつである「情報・情報手段、情報社会に関する知識」「情報モラル・責任」の系統性を見直す。

社会で問題になっていることや子どもの活動をに沿った著作権に関する学習ができるように、どの単元の、どの部分で行うのかという位置づけを見直した。

- (3) 子供が興味を持つ教材の開発を行う。

【おもしろ写真館 肖像権・著作権について考えよう 第4学年】

<本実践の工夫>

- ①今まで学んできたことを振り返りながら、著作権や肖像権の概念を知識として教えるために、著作権と肖像権の学習を「おもしろ写真館」という合成写真作りの単元の最後に位置づけた。
- ②興味関心を持って学習が進むように、担任と有名スターの合成写真を作り、題材にした。
- ③有名スターになりすますという行為から、いくつかの関係者(有名スター本人・カメラマン・出版社)に迷惑がかかることを考えながら、著作権・肖像権について理解が深まるようにした。
- ④学習の最後に振り返りクイズを用いて、子供たちの理解度を把握した。



子どもたちは、著作権と肖像権を知識として得ることができた。次は、この知識を正しい行動として写すことである。そのためには、常時活動や各教科で生かすための場面設定を意図的に設定したり、普段から著作権や肖像権への意識を高めたりする働きかけが必要である。(別添資料2)

【著作権フリーについて考えよう授業 第5学年】

<本実践の工夫>

- ①教師が作成した著作権フリーのサイトを使い、問題提起を行う。
- ②利用する人や使用しない人の気持ちを付箋紙に書き表しながら、意

見交換を行う。

③自分ならどうするのかを考える。

④社会で問題になっている著作権に関する事件について知る。



著作権フリーのサイトは、いけないとわかっていながら、便利に使おうとする子どもがいる。また、同時に、使ってはいけないわけでも知識としてもっていることも授業を通して明らかになった。本授業では、全体で問題を把握、個での追求、グループによるディスカッション、全体での話し合い、個での振り返りというように、学習形態を変化させながら課題を追求した。
(別添資料1—写真6～12, 別添資料3)

(4) 著作権教育に関する保護者への啓発を図る。

保護者への啓発のために、授業で行った学習や豆知識などを学校便りとして配布した。

<今後の課題>

課題について児童側と教師側に分けて考えてみると、児童側は、著作権に対する意識がかなり高くなったことがわかる。そこで、次は、知識として得たことを行動にうつせるようにすることが課題である。また、教員側の課題としては、著作権に関する指導ができるように、正しい著作権に対する理解と指導方法を工夫し、児童にとってわかりやすい授業を展開することが課題として挙げられる。

(別添資料1)

	情報や情報手段に関する知識	情報モラル・責任	
		責任(自分自身)	モラル・マナー(他者との関係)
1年		・自分の作品を大切にする	
2年		・友達のよさをみつける	
3年	・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る	・自分の発信した情報に責任をもつ	・他人の情報を大切にする
4年	・知的所有権のあるものを勝手に使っちゃいけないことを知る	・相手の気持ちを考えて情報を発信する。	
5年	・個人情報の保護に配慮して情報を発信することができる ・どんなものに著作権があるかを考え、著作権を持つものの正しい扱い方について知る	・発信されて情報が人に与える影響を理解し、行動する ・簡単に個人情報を教えない	・著作権を尊重する ・個人情報を慎重に扱う ・ネット上では、相手に気持ちを考えた正しい言葉を使う
6年	・著作権は大切であることがわかる ・個人情報の公開についての問題点を知る ・ホームページのしくみについて知る ・情報の広がりについて知る ・情報は発信者の意図が含まれていることを知る		

3年生 著作権の概念を知る ～初めて知る著作権～



【写真1】(C)マークを見つけたよ
著作物を身近に感じるために、身の回りにある(C)マーク集めを行う。子供たちは、身近にたくさんあることに驚きの声を上げていた。



【写真2】お絵かき帳にはキャラクターを描いてもいいの
著作権の概念を学習した後、子供たちからは、自分たちが普段お絵かきノートに描いているキャラクターは、著作権の侵害にならないのか心配になる。そこで、教師がノートを見せながら説明をする。



【写真3】

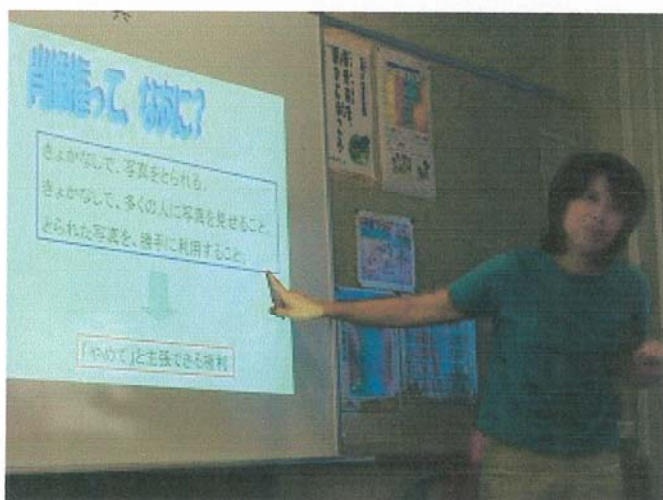
自分たちの作品にも著作権あるのかな
著作権の概念を知った子供たちに、自
分たちが作ったものには著作権がある
のかを尋ねている場面。自分たちが作
ったものには著作権があることを知る
と子供たち顔はにっこり輝いた。

4年生 著作権と肖像権～合成写真作りの授業を通して～



【写真4】 著作権と肖像権

合成写真の何がよくて何がいけない
のかを具体物を使って説明した。



【写真5】

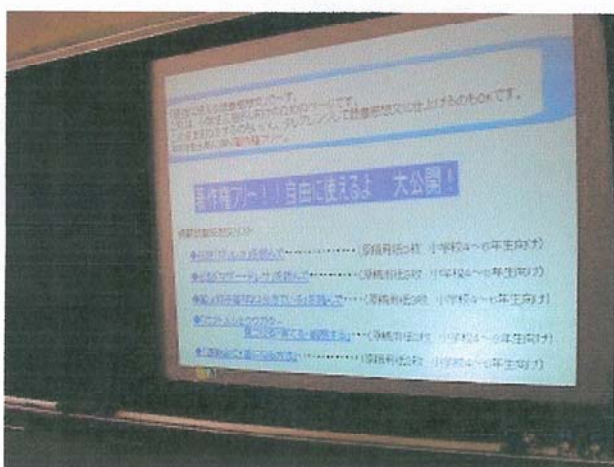
4年生 肖像権って何だろう
肖像権とはどんなものなのか、教師
の話聞いて考える機会を設けた。

5年生 著作権フリーのサイトについて考える



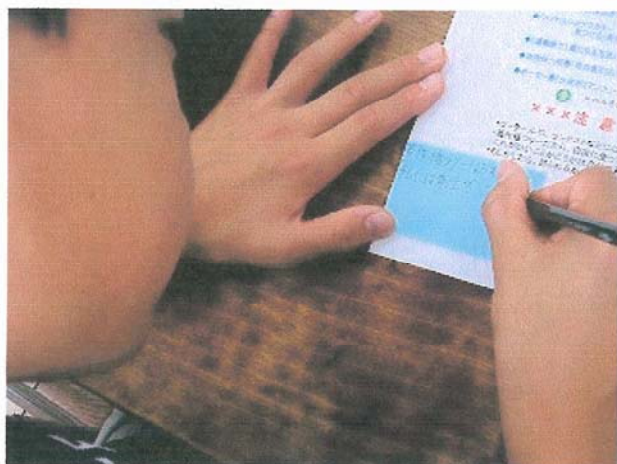
【写真6】

著作権フリーのサイトを見てみよう1
宿題のお助けサイトとして，教師が作った著作権フリーのサイトを紹介する。



【写真7】

著作権フリーのサイトを見てみよう2
読書感想文がダウンロードできることを知る。



【写真8】

あなたならどうする？
著作権フリーのサイトを見て利用するかどうか，自分の意見を付箋紙に書き込む。



【写真 9】

著作権フリーって何だろう

著作権フリーとは、どういうことなのかを改めて説明し、便利さと危険さを含めたモラルについて考える。



【写真 10】

友達と意見交換を行おう

著作権フリーのサイトを見て、利用する人の気持ちと利用しない人の気持ちを分類する。



【写真 11】 社会問題となっていることに目を向ける
著作権侵害を起こしたために、社会的制裁を受ける
ことになった漫画家の話しを紹介し、オリジナルの
大切さについてまとめを行う。



【写真 12】

授業を振り返って感想を書こう

著作権フリーについて考えたことを、今日の
授業を振り返りながらまとめる。

(別添資料2)

「おもしろ写真館」～著作権と肖像権を合成写真の作成を通して教える授業～

1. 「おもしろ写真館」の取組

著作権と肖像権は、「おもしろ写真館」Part1 Part 2 という単元の終末に位置づけられている実践である。この実践の概略は、以下のようになる。

(1) 単元名「おもしろ写真館」Part 1 Part 2 計 23 時間

(2) 単元の目標

- ①イメージを広げながら合成写真を作ろうとする。(関心・意欲・態度)
- ②背景にあった大きさやポーズを考えることができる。(情報活用の実践力)
- ③コンピュータを使えば、いろいろな加工が簡単にできることがわかる。
情報には、作り手の意図があることがわかる。
(情報・情報手段、情報社会に関する知識)
- ④デジタルカメラで撮った写真をコンピュータに保存することができる。
(基本的な操作技能の習得)
- ⑤著作権、肖像権について理解を深める。
合成写真を作っている時とそうでない時を考え、行動に移すことができる。
(情報モラル)

(3) 学習活動の流れ

- ・第1次 のりとはさみを使って合成写真を作る 8時間
背景のイメージにあわせた自分物写真を撮り合い、のりとはさみを使った合成写真を作る。
- ・第2次 もっと本物らしい合成写真の作り方を考え、挑戦する 10時間
行ってみたい所、ありえないけどなってみようことを考え、もっと本物らしくするためにコンピュータを用いて合成写真を作る。
- ・第3次 身の回りの合成写真 4時間
合成写真作りを振り返り、自分たちの身の回りにも合成写真があるのか疑問を抱きながら、合成写真集めを行う。この活動を通して、情報社会に生きている自分たちを意識する。
- ・第4次 合成写真と著作権・肖像権 1時間
簡単にできる合成写真作りと著作権、肖像権について考える。

2. 本時の学習内容と児童の表れ

(1) 1枚の合成写真を提示し、感想を述べる。

有名スターにあこがれた学級担任が、合成写真の技術を使ってスターの顔と自分の顔を入れ替えた写真を作り、提示した(別添資料1)。その写真を見た瞬間、子どもたちは「これは、悪い」と口々に言い始めた。そこで、①この写真は何と何を合成しているのか。 ②誰が何のために作ったのか。 ③もとの写真は、どこからのものなのか。を確認して授業をスタートさせた。

(2) この写真を買ってもいいのかどうか考える。

子どもたちからは迷うことなく「著作権のルールを守っていないので、この写真を買うのはよくない」という言葉が返ってきた。そこで、提示した合成写真の何が悪いのかを話し合うことにした。子どもから出された意見は、以下の通りである。

この話し合いでは、今まで習った著作権のルールを踏まえた発言が目立った。そこで、著作権とはどのようなことかを再確認しながら、さらに学習を進めた。

(3) 著作権と肖像権について教師の話聞く。

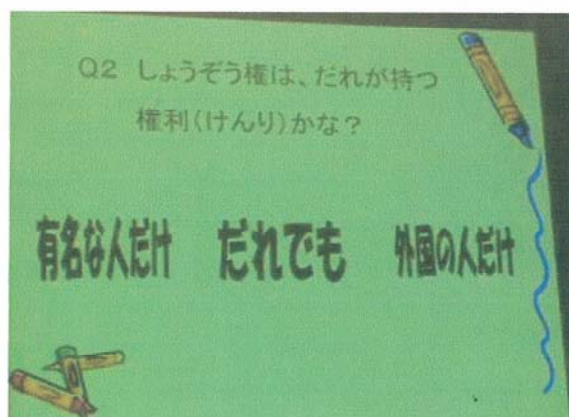
著作権のルールが出てきたのでスライドを作成し著作権学習の振り返りを行った【写真 13】。その後、写すという行為を問題にし、肖像権についての考え方を子どもに教えた。新しく出てきた「肖像権」という言葉ではあるが、Ⅱの段階で写す行為について話し合っているの、子どもたちは、すんなりと理解することができた。

(4) 合成写真を作った場合、どんなことはよくて、どんなことはやってはいけないのか考える。

コンピュータを使えば簡単に合成写真ができることと、自分たちの身の回りには、たくさんの合成写真が使われていることがわかった子どもたちに、合成写真を作ることについて考える時間を設けた。著作権や肖像権の概念をもとに、正しい行動のあり方について考えることができた。

(5) 学習の振り返りクイズを行い、個々の理解を確かめる。

最後に本時の振り返りとして【写真 14】の著作権と肖像権クイズを行い、個々の理解を把握して授業を終えた。



【写真 13】著作権クイズのスライド

【写真 14 ワークシート】

3. まとめ

子どもたちは、著作権と肖像権を知識として得ることができた。次は、この知識を正しい行動として移すことである。そのためには、常時活動や各教科で生かすための場面設定を意図的に設定し、普段から著作権や肖像権への意識を高める声かけを行っていきたい。

クイズにちょう戦!

名前

さあ、今までの勉強を思い出しながら、クイズにちょう戦しよう。
正しいと思うものに、○をつけてね。



1. 勉強のために使う本は、きょうをたたくでも、コピーしていいの?

・ ていい ・ いけない

2. ちや作権は、だれがもつけんりかな。

・ えらい人 ・ だれでも ・ 大人

3. しょうぞう権は、だれが持つ権利かな。

・ 有名な人だけ ・ だれでも ・ 外国の人だけ

4. 写真をとるときは、どんなことに気をつけますか。気をつけることを書いてみましょう。

・ 写真をとる前にあいてにきょうをたたく。
・ 写真をとったとき、写真を売っていいかきく。
・ こいにおれを言う。人がとる写真を使うとき、きくにきく。

5. 身の回りには、合成写真がありますか。

・ たくさんある ・ 少しだけある ・ ない

総合的な学習指導案

指導者 吉野 和美

實石 雅子

- 1 日 時 平成17年11月2日(水) 第5校時
- 2 学 級 第5学年1組
- 3 単元名 「あなたならどうする著作権」 (1/1 時)
- 4 単元の目標

- (1) 既習事項をもとに、著作権フリーについて進んで考えようとする。 (関心・意欲)
- (2) 友達の見解と比べながら情報を収集、整理することができる。 (情報活用の実践力)
- (3) 著作権を守るための正しい判断力を養う。
著作権のルールを尊重することができる。 (情報モラル・責任)

授業について～Q&A～

Q1 一言で言うと、この単元では、どんな力を付けさせたいですか。

著作権に対する意識を高め、正しい判断力を養うことです。

Q2 単元の中で、本時はどのような位置付けですか。

今まで人のものを真似してはいけないことや、人が作ったものを使うときには許可を得る、あるいは、調べ学習のときは引用を明らかにして進めるなど、著作権を尊重して行動することを指導してきました。

本時は、「著作権フリー」について考えます。この言葉が使われていれば、どんな場合でも使用してもいいのかどうかを立ち止まって考えることで、自分で判断する力を養う時間として位置づけました。この時間に学んだことは、各教科が日常生活の中に広げていきたいと考えます。

Q3 本時の授業の「うり」は何ですか。

教師が作成した著作権フリーのサイトを使って、利用する人や使用しない人の気持ちを付箋紙に書き表しながら、意見交換を行うところです。

Q4 本時の授業のねらいは何ですか。

わかりやすい著作権の侵害の問題なら判断できる子どもたちが、「著作権フリー」と書いてあるサイトを調べることを通して、「著作権フリー」と書いてあっても自分で立ち止まって判断する必要があることがわかる。

Q5 本時はどのような授業展開ですか。

